

OTARUCITYCOUNCIL OTARUCITYCOUNCIL OTARUCITYCOUNCIL
TARUCITYCOUNCIL OTARUCITYCOUNCIL OTARUCITYCOUNCIL
RUCITYCOUNCIL OTARUCITYCOUNCIL OTARUCITYCOUNCIL
UCITYCOUNCIL OTARUCITYCOUNCIL OTARUCITYCOUNCIL
CITYCOUNCIL OTARUCITYCOUNCIL OTARUCITYCOUNCIL
ITYCOUNCIL OTARUCITYCOUNCIL OTARUCITYCOUNCIL
YCOUNCIL OTARUCITYCOUNCIL OTARUCITYCOUNCIL
COUNCIL OTARUCITYCOUNCIL OTARUCITYCOUNCIL
NCIL OTARUCITYCOUNCIL OTARUCITYCOUNCIL
ILO TARUCITYCOUNCIL OTARUCITYCOUNCIL
OTARUCITYCOUNCIL OTARUCITYCOUNCIL OTARUCITYCOUNCIL
TARUCITYCOUNCIL OTARUCITYCOUNCIL OTARUCITYCOUNCIL
RUCITYCOUNCIL OTARUCITYCOUNCIL OTARUCITYCOUNCIL
UCITYCOUNCIL OTARUCITYCOUNCIL OTARUCITYCOUNCIL
CITYCOUNCIL OTARUCITYCOUNCIL OTARUCITYCOUNCIL
ITYCOUNCIL OTARUCITYCOUNCIL OTARUCITYCOUNCIL
YCOUNCIL OTARUCITYCOUNCIL OTARUCITYCOUNCIL
COUNCIL OTARUCITYCOUNCIL OTARUCITYCOUNCIL
NCIL OTARUCITYCOUNCIL OTARUCITYCOUNCIL
ILO TARUCITYCOUNCIL OTARUCITYCOUNCIL

令和7年
小樽市議会

第2回定例会議案

令和 7 年度小樽市一般会計補正予算

令和 7 年度小樽市の一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 212,793 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 66,388,769 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

(市債の補正)

第 2 条 市債の追加及び変更は、「第 2 表 市債補正」による。

令和 7 年 6 月 1 0 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
17 国庫支出金		13,431,289	34,502	13,465,791
	2 国庫補助金	2,806,030	34,502	2,840,532
18 道支出金		4,301,744	250	4,301,994
	2 道補助金	687,814	250	688,064
20 寄附金		1,256,000	2,330	1,258,330
	1 寄附金	1,256,000	2,330	1,258,330
21 繰入金		2,653,913	75,911	2,729,824
	2 基金繰入金	2,618,070	75,911	2,693,981
23 諸収入		2,757,139	2,500	2,759,639
	4 雑入	1,534,034	2,500	1,536,534
24 市債		5,729,900	97,300	5,827,200
	1 市債	5,729,900	97,300	5,827,200
歳 入 合 計		66,175,976	212,793	66,388,769

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
2 総 務 費		5,237,806	3,100	5,240,906
	1 総 務 管 理 費	4,772,721	3,100	4,775,821
3 民 生 費		27,166,463	16,987	27,183,450
	1 社 会 福 祉 費	13,811,106	13,638	13,824,744
	2 児 童 福 祉 費	6,363,461	300	6,363,761
	3 生 活 保 護 費	6,724,516	1,584	6,726,100
	5 民 生 施 設 費	261,674	1,465	263,139
4 衛 生 費		5,582,973	113,229	5,696,202
	2 保 健 所 費	545,704	113,229	658,933
7 商 工 費		1,517,881	17,188	1,535,069
	1 商 工 費	1,517,881	17,188	1,535,069
8 土 木 費		7,626,530	58,259	7,684,789
	2 道 路 橋 り ょ う 費	3,180,034	55,169	3,235,203
	6 港 湾 費	2,478,091	3,090	2,481,181
10 教 育 費		3,365,889	4,030	3,369,919
	1 教 育 総 務 費	129,383	2,030	131,413
	5 社 会 教 育 費	434,134	1,000	435,134
	6 社 会 体 育 費	422,112	1,000	423,112
歳 出	合 計	66,175,976	212,793	66,388,769

第2表 市債補正

(追加)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
義務教育機器費 整備事業費	千円 97,900	普通貸借 又は 登録公債	% 10.0 以内	<p>1 起債年度から据置期間を含め、30年以内に借入先が定める償還年次表により償還する。</p> <p>2 事業又は財政その他の都合により、起債金額の全部又は一部を翌年度に繰延借入れをすることができる。</p> <p>3 財政の都合等により繰上償還又は借換えをすることができる。</p> <p>4 利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しがあった場合は、当該見直し後の利率とする。</p>

(変更)

起債の目的	限度額	
	補正前	補正後
社会福祉施設等整備事業費	千円 57,700	千円 57,100

令和7年度小樽市病院事業会計補正予算

第1条 令和7年度小樽市病院事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

第2条 令和7年度小樽市病院事業会計予算第4条本文括弧書を「(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額413,629千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額28千円で補填し、一時借入金413,601千円で措置するものとする。)」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第1款 資本的収入	1,038,524千円	53千円	1,038,577千円
第4項 基金収入	一千円	53千円	53千円
	支	出	
第1款 資本的支出	1,442,153千円	10,053千円	1,452,206千円
第4項 積立金	一千円	10,053千円	10,053千円

令和7年6月10日提出

小樽市長 迫 俊 哉

小樽市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例案
上記の議案を提出する。

令和 7 年 6 月 1 0 日 提出

小樽市長 迫 俊 哉

小樽市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例
小樽市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例（平成 2 7 年小樽市条例第 3 1 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 の 1 の項、別表第 2 の 1 の項、2 の項及び 4 の項中「就労自立給付金」の次に「若しくは進学・就職準備給付金」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

この条例案を提出したのは、個人番号を含む個人情報を利用できる事務に進学・就職準備給付金の支給に関する事務を、利用できる個人番号を含む個人情報に同給付金の支給に関する情報を追加するためであります。

小樽市報酬、費用弁償及び実費弁償条例の一部を改正する条例案
上記の議案を提出する。

令和 7 年 6 月 1 0 日 提出

小樽市長 迫 俊 哉

小樽市報酬、費用弁償及び実費弁償条例の一部を改正する条例
小樽市報酬、費用弁償及び実費弁償条例（昭和 4 6 年小樽市条例第 2 6 号）
の一部を次のように改正する。

別表選挙長の項中「10,800円」を「12,200円」に改め、同表投票所の投票管理者の項中「12,800円」を「14,500円」に改め、同表期日前投票所の投票管理者の項中「11,300円」を「12,800円」に改め、同表開票管理者の項中「10,800円」を「12,200円」に改め、同表投票所の投票立会人の項中「10,900円」を「12,400円」に改め、同表期日前投票所の投票立会人の項中「9,600円」を「10,900円」に改め、同表開票立会人の項及び選挙立会人の項中「8,900円」を「10,100円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を公示され、又は告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を公示され、又は告示された選挙については、なお従前の例による。

(提案理由)

この条例案を提出したのは、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正に伴い、選挙長等の報酬額を改定するためであります。

小樽市税条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 7 年 6 月 1 0 日 提出

小樽市長 迫 俊 哉

小樽市税条例の一部を改正する条例

小樽市税条例（昭和 2 5 年小樽市条例第 5 6 号）の一部を次のように改正する。

第 1 5 条中「又は扶養控除額」を「、扶養控除額又は特定親族特別控除額」に改める。

第 2 3 条第 1 項ただし書中「若しくは法第 3 1 4 条の 2 第 4 項」を「、法第 3 1 4 条の 2 第 4 項」に改め、「扶養控除額」の次に「若しくは特定親族特別控除額（特定親族（同条第 1 項第 1 2 号に規定する特定親族をいう。第 2 4 条の 2 第 1 項第 3 号及び第 2 4 条の 3 第 1 項において同じ。）（前年の合計所得金額が 8 5 万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」を加える。

第 2 4 条の 2 第 1 項第 3 号中「扶養親族」の次に「又は特定親族」を加える。

第 2 4 条の 3 第 1 項各号列記以外の部分中「者に限る。）」の次に「若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が 8 5 万円以下であるものに限る。）」を加え、同項第 3 号中「扶養親族」の次に「又は特定親族」を加える。

附則第 3 5 条の次に次の 1 条を加える。

（加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例）

第 3 5 条の 2 令和 8 年 4 月 1 日以後に第 7 3 条の 2 第 1 項の売渡し又は同条

第2項の売渡し若しくは消費等（次項において「売渡し等」という。）が行われた加熱式たばこ（第73条第1号オに掲げる加熱式たばこをいい、第74条の2の規定により製造たばことみなされるものを含む。以下この条において同じ。）に係る第75条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により換算した紙巻たばこ（第73条第1号アに掲げる紙巻たばこをいう。以下この項及び次項において同じ。）の本数によるものとする。

(1) 葉たばこ（たばこ事業法第2条第2号に規定する葉たばこをいう。）を原料の全部又は一部としたものを紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ（当該葉たばこを原料の全部又は一部としたものを法施行規則附則第8条の4の2に規定するところにより直接加熱することによって喫煙の用に供されるものに限る。） 当該加熱式たばこの重量（フィルターその他の法施行規則附則第8条の4の3に規定するものに係る部分の重量を除く。以下この項から第3項までにおいて同じ。）の0.35グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの1本当たりの重量が0.35グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの1本をもって紙巻たばこの1本に換算する方法

(2) 前号に掲げるもの以外の加熱式たばこ 当該加熱式たばこの重量の0.2グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量が4グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの品目ごとの1個をもって紙巻たばこの20本に換算する方法

2 前項の規定により加熱式たばこのうち同項第1号ただし書の規定の適用を受けるもの及び同項第2号ただし書の規定の適用を受けるもの以外のものの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等が行わ

れた加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を同項各号に掲げる区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

- 3 前項の計算に関し、同項の加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に0.1グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。
- 4 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ（第74条の2の規定により製造たばことみなされるものに限る。）のうち、次に掲げるものについては、同号ただし書の規定は、適用しない。
 - (1) 第1項第1号に掲げる加熱式たばこと併せて喫煙の用に供されるもの
 - (2) 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ（第74条の2の規定により製造たばことみなされるものを除く。）と併せて喫煙の用に供される加熱式たばこ（同条の規定により製造たばことみなされるものに限る。）であって当該加熱式たばこのみの品目のもの

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和8年1月1日から施行する。ただし、附則第35条の次に1条を加える改正規定及び附則第3条の規定は、令和8年4月1日から施行する。

（市民税に関する経過措置）

第2条 改正後の小樽市税条例（以下「新条例」という。）第15条及び第23条第1項ただし書の規定は、令和8年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和7年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

- 2 令和8年度分の個人の市民税に係る申告書の提出に係る新条例第23条第1項の規定の適用については、同項ただし書中「特定親族特別控除額（特

定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第24条の2第1項第3号及び第24条の3第1項において同じ。）（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）とあるのは、「特定親族特別控除額」とする。

3 新条例第24条の2第1項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に支払を受けるべき新条例第23条第1項ただし書に規定する給与について提出する新条例第24条の2第1項及び第3項の規定による申告書について適用し、施行日前に支払を受けるべき改正前の小樽市税条例（以下「旧条例」という。）第23条第1項ただし書に規定する給与について提出した旧条例第24条の2第1項及び第3項の規定による申告書については、なお従前の例による。

4 新条例第24条の3第1項の規定は、施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の6第1項に規定する公的年金等（同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）について提出する新条例第24条の3第1項の規定による申告書について適用し、施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第24条の3第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。

（市たばこ税に関する経過措置）

第3条 次項に定めるものを除き、附則第1条ただし書に規定する規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった加熱式たばこ（新条例附則第35条の2第1項に規定する加熱式たばこをいう。次項において同じ。）に係る市たばこ税については、なお従前の例による。

2 令和8年4月1日から同年9月30日までの間に、小樽市税条例第73条の2条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等が行われた加

熱式たばこに係る同条例第 7 5 条第 1 項の製造たばこの本数は、同条第 3 項及び新条例附則第 3 5 条の 2 の規定にかかわらず、次に掲げる製造たばこの本数の合計数によるものとする。

(1) 小樽市税条例第 7 5 条第 3 項の規定により換算した紙巻たばこ（新条例附則第 3 5 条の 2 第 1 項に規定する紙巻たばこをいう。次号において同じ。）の本数に 0. 5 を乗じて計算した製造たばこの本数

(2) 新条例附則第 3 5 条の 2 の規定により換算した紙巻たばこの本数に 0. 5 を乗じて計算した製造たばこの本数

3 前項各号に掲げる製造たばこの本数に 1 本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

（提案理由）

この条例案を提出したのは、地方税法の一部改正に伴い、個人の市民税に係る特定親族特別控除について定めるとともに、加熱式たばこに係る課税標準の見直しを段階的に実施するためであります。

小樽市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準
を定める条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 7 年 6 月 1 0 日 提出

小樽市長 迫 俊 哉

小樽市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準
を定める条例の一部を改正する条例

小樽市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定
める条例（平成 2 6 年小樽市条例第 2 6 号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 項中「母体保護法施行規則等の一部を改正する内閣府令（令和 5 年
内閣府令第 8 6 号）」を「子ども・子育て支援法施行規則等の一部を改正する内
閣府令（令和 7 年内閣府令第 7 号）」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

この条例案を提出したのは、基準府令の一部改正に伴い、改正後の基準府令
のとおり適用するためであります。

小樽市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 7 年 6 月 1 0 日 提出

小樽市長 迫 俊 哉

小樽市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

小樽市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年小樽市条例第 2 7 号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 項中「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令（令和 6 年内閣府令第 1 0 9 号）」を「子ども・子育て支援法施行規則等の一部を改正する内閣府令（令和 7 年内閣府令第 7 号）」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

この条例案を提出したのは、基準府令の一部改正に伴い、改正後の基準府令のとおり適用するためであります。

小樽市旅館業法施行条例の一部を改正する条例案
上記の議案を提出する。

令和 7 年 6 月 1 0 日 提出

小樽市長 迫 俊 哉

小樽市旅館業法施行条例の一部を改正する条例
小樽市旅館業法施行条例（平成 1 2 年小樽市条例第 1 9 号）の一部を次のよ
うに改正する。

第 6 条第 1 項中「次の各号」を「次」に改め、同項第 2 号中「博物館に相当
する施設として文部科学大臣又は北海道教育委員会が指定したもの」を「指定
された博物館に相当する施設」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第 6 条第 1 項第 2 号の規定は、この条例の施行の日以後にされる
旅館業法（昭和 2 3 年法律第 1 3 8 号）第 3 条第 1 項の許可の申請又は同法
第 3 条の 2 第 1 項、第 3 条の 3 第 1 項若しくは第 3 条の 4 第 1 項の承認の申
請（以下「許可等の申請」という。）について適用し、同日前にされた許可
等の申請については、なお従前の例による。

（提案理由）

この条例案を提出したのは、旅館業の営業の許可等に際して考慮すべき周辺
施設の対象を拡大するとともに、所要の改正を行うためであります。

工事請負契約について

第 3 号ふ頭基部緑地整備その 2 工事の請負契約を下記のとおり締結する。

令和 7 年 6 月 1 0 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

記

- 1 工 事 名 称 第 3 号ふ頭基部緑地整備その 2 工事
- 2 契 約 金 額 2 億 6 , 1 2 5 万円
- 3 契約の相手方 小樽市長橋 4 丁目 1 0 番 2 号
久保・和田建・水谷内共同企業体
代表者
株式会社久保組

工事請負変更契約について

観光船ターミナル新築工事の請負変更契約を下記のとおり締結する。

令和 7 年 6 月 1 0 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

記

- 1 工 事 名 称 観光船ターミナル新築工事
- 2 契 約 金 額
 変 更 前 5 億 8 , 3 0 0 万 円
 変 更 後 6 億 1 , 2 2 3 万 8 , 0 0 0 円
- 3 契 約 の 相 手 方 小樽市若竹町 3 番 1 号
 近藤・西條共同企業体
 代表者
 近藤工業株式会社

工事請負変更契約について

港湾管理事務所新築工事の請負変更契約を下記のとおり締結する。

令和 7 年 6 月 1 0 日 提出

小樽市長 迫 俊 哉

記

- 1 工 事 名 称 港湾管理事務所新築工事
- 2 契 約 金 額
 変 更 前 2 億 7 , 3 9 0 万 円
 変 更 後 2 億 7 , 6 3 7 万 5 , 0 0 0 円
- 3 契 約 の 相 手 方 小樽市若松 1 丁目 7 番 1 8 号
 福島・大忠安藤共同企業体
 代表者
 株式会社福島工務店

工事請負変更契約について

後志共同消防指令センター整備工事の請負変更契約を下記のとおり締結する。

令和 7 年 6 月 1 0 日 提出

小樽市長 迫 俊 哉

記

- 1 工 事 名 称 後志共同消防指令センター整備工事
- 2 契 約 金 額
 変 更 前 1 2 億 6 , 6 5 4 万 円
 変 更 後 1 2 億 8 , 1 5 2 万 2 , 0 0 0 円
- 3 契 約 の 相 手 方 札幌市中央区北 5 条東 2 丁目 1 番地
 日本電気株式会社北海道支社

令和 7 年
小樽市議会

第 2 回 定 例 会

議案第 1 3 号

動産の取得について

下記の物品を取得する。

令和 7 年 6 月 1 0 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

記

- 1 物 品 名 教育用端末
- 2 取得価格 3 億 1, 7 0 0 万 5, 7 0 0 円
- 3 取 得 先 札幌市中央区大通西 1 4 丁目 7 番地
東日本電信電話株式会社北海道事業部

令和 7 年
小樽市議会

第 2 回 定 例 会

議案第 1 4 号

動産の取得について

下記の物品を取得する。

令和 7 年 6 月 1 0 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

記

- 1 物 品 名 ロータリ除雪車（1. 5 m / 9 0 0 t 級）
- 2 取得価格 3, 4 6 2 万 8, 0 0 0 円
- 3 取 得 先 札幌市中央区北 1 条西 7 丁目 1 番
ナラサキ産業株式会社北海道支社

令和7年
小樽市議会

第2回定例会

議案第15号

動産の取得について

下記の物品を取得する。

令和7年6月10日提出

小樽市長 迫 俊 哉

記

- 1 物品名 ロータリ除雪車（2.2m／2，300t級）
- 2 取得価格 6，017万円
- 3 取得先 札幌市手稲区曙5条5丁目1番10号
株式会社N I C H I J O

令和 7 年
小樽市議会

第 2 回 定 例 会

議案第 16 号

動産の取得について

下記の物品を取得する。

令和 7 年 6 月 10 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

記

- 1 物 品 名 救助工作車Ⅱ型
- 2 取得価格 1 億 3, 0 3 5 万円
- 3 取 得 先 札幌市手稲区曙 1 条 2 丁目 2 番 3 7 号
株式会社二二商会

損害賠償額の決定及び和解について

小樽市（被告）と■■■■■さん（原告）との間で係争中の令和 6 年（ワ）第 2 2 号河川構造物収去土地明渡請求事件の裁判上の和解を札幌地方裁判所小樽支部において成立させるため、下記のとおり損害賠償の額を定め、及び和解することについて、議会の議決を求める。

令和 7 年 6 月 1 0 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

記

1 賠償額

3 8 万 8 , 3 4 4 円

2 相手方（原告）

小樽市■■■■■
■■■■■

3 和解の概要

- (1) 原告は、被告に対し、原告所有の土地（小樽市■■■■■）及びその土地に存する建物を金 4 , 7 1 6 万 9 , 0 0 0 円で売り渡し、被告はこれを買受ける。
- (2) 被告は、原告に対し、本件和解金として金 3 8 万 8 , 3 4 4 円の支払義務があることを認め、原告に支払う。
- (3) 原告は、その余の請求を放棄する。
- (4) 原告と被告は、原告と被告との間には、本件に関し、本和解条項に定めるもののほか、何らの債権債務がないことを確認する。
- (5) 訴訟費用は、各自の負担とする。

令和 7 年
小樽市議会

第 2 回 定 例 会

議案第 19 号

損害賠償額の決定について

令和 6 年 10 月 6 日 午前 10 時 44 分頃、消防本部の救助工作車が、小樽市
張碓町 29 番 3 付近の国道 5 号上で、小樽市 [REDACTED]
[REDACTED] が管理する防護柵及び標識に衝突し、損害
を与えた。

この賠償額を下記のとおり決定する。

令和 7 年 6 月 10 日 提出

小樽市長 迫 俊 哉

記

賠償額 228 万 8,000 円

令和 7 年
小樽市議会

第 2 回 定 例 会

議案第 2 0 号

市道路線の認定について

市道路線を下記のとおり認定する。

令和 7 年 6 月 1 0 日 提出

小樽市長 迫 俊 哉

記

路 線 名	起 点 終 点	重 要 な 経 過 地
新幹線駅前通線	天神 2 丁目 206 番 22 地先 天神 2 丁目 233 番 18 地先	天神 2 丁目 245 番 1 地先

令和 7 年
小樽市議会

第 2 回 定 例 会

議案第 2 1 号

小樽市非核港湾条例案

上記の議案を提出する。

令和 7 年 6 月 1 0 日 提出

小樽市議会議員	松	井	真美子
同	酒	井	隆 裕
同	高	野	さくら
同	小	貫	元

小樽市非核港湾条例

小樽市議会は、1982年6月28日核兵器廃絶平和都市宣言を行った。この宣言は、「いま、核兵器の廃絶、使用禁止は、もっとも緊急な課題であり、日本国民は、世界唯一の被爆国民としてこれを積極的に実現する崇高な責務をおっている。小樽市は、わが国の非核三原則が完全に実施されることを願い、すべての核保有国に対し、核兵器の廃絶と軍縮を求め、核兵器廃絶の世論を喚起するため、ここに核兵器廃絶平和都市となることを宣言する。」とうたっている。

この宣言から43年を経過したが、核兵器は、今なお地球上に存在し、人類への脅威となっている。

この脅威に対し、被爆者をはじめ「核兵器のない世界」を求める世界各国と市民社会の多年にわたる共同の取組が結実し、2017年7月7日核兵器禁止を明文化した核兵器禁止条約が国連の会議で採択され、2021年1月22日に同条約が発効された。しかし、核保有国及び日本政府が条約を批准する動きは見られない。

また、核兵器搭載可能艦の日本への寄港及び非核三原則に反する核兵器の持込みを容認する核密約が存在する下での、小樽港への相次ぐ米国艦艇の入港は、今後の小樽港の軍事利用・核兵器の持込みの危険を一層高めている。

小樽市民は、世界に開かれた国際観光都市の市民として、小樽市の平和の営みが、世界の平和に通ずる確かな道であることを確認し、核兵器廃絶平和都市宣言を一層発展させるため、ここに非核港湾行政の推進に関する基本原則を定める。

(目的)

第1条 この条例は、小樽市の平和が世界の平和とともにあることを自覚して、市と市民の不断の努力により、日本国憲法の平和主義と国の非核三原則及び地方自治の本旨にのっとり、積極的な非核港湾行政を推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 核兵器 核分裂、核融合又はこれらを組み合わせた爆発的原子核反応によって放出される原子核エネルギーを用いて人を殺傷し、又は器物、建造物若しくは自然環境を破壊するものをいう。
- (2) 小樽港港湾区域 港湾法（昭和25年法律第218号。以下「法」という。）第33条第2項において準用する法第4条第4項の規定により同意を得た水域（平磯岬から茅柴岬まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面）をいう。
- (3) 港湾施設 法第2条第5項及び第6項に規定する港湾施設で市が管理するものをいう。

(非核港湾行政の推進)

第3条 市は、市の区域において、核兵器の製造、保有、持込み、通過及び使用に協力しない。

2 市は、小樽港港湾区域に入港する外国艦艇を保有する全ての国に対し、核兵器不搭載の証明書の提出を求める。

3 市は、前項の規定による証明書の提出がない外国艦艇の港湾施設の使用を認めない。

附 則

この条例は、令和7年8月1日から施行する。

(提案理由)

この条例案を提出したのは、非核港湾行政の推進に関し必要な事項を定めるためであります。

令和 7 年度小樽市一般会計補正予算

令和 7 年度小樽市の一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

- 1 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 55,360 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 66,444,129 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表 歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 6 月 1 8 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

別表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
17 国庫支出金		千円 13,465,791	千円 55,025	千円 13,520,816
	2 国庫補助金	2,840,532	55,025	2,895,557
21 繰入金		2,729,824	335	2,730,159
	2 基金繰入金	2,693,981	335	2,694,316
歳 入 合 計		66,388,769	55,360	66,444,129

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		千円 5,240,906	千円 55,360	千円 5,296,266
	1 総務管理費	4,775,821	55,360	4,831,181
歳 出 合 計		66,388,769	55,360	66,444,129

令和 7 年
小樽市議会

第 2 回 定 例 会

議案第 2 3 号

小樽市職員懲戒審査委員会委員の選任について

下記の者を本市職員懲戒審査委員会委員に選任したいので、地方自治法施行
規程第 1 6 条第 3 項の規定により議会の同意を求める。

令和 7 年 6 月 3 0 日 提出

小樽市長 迫 俊 哉

記

多	木	誠	一	郎
菰	田	尚		正
高	橋			龍
池	田	克		也
津	田	義		久

令和 7 年
小樽市議会

第 2 回 定 例 会

議案第 2 4 号

小樽市固定資産評価員の選任について

下記の者を本市固定資産評価員に選任したいので、地方税法第 4 0 4 条第 2 項の規定により議会の同意を求める。

令和 7 年 6 月 3 0 日 提出

小樽市長 迫 俊 哉

記

笹 田 泰 生

令和 7 年
小樽市議会

第 2 回 定 例 会

報告第 1 号

専決処分報告

小樽市税条例の一部を改正する条例（令和 7 年小樽市条例第 1 7 号）を、地方自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定に基づき、令和 7 年 3 月 3 1 日別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

令和 7 年 6 月 1 0 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

小樽市税条例の一部を改正する条例

小樽市税条例（昭和25年小樽市条例第56号）の一部を次のように改正する。

第64条第1号ア中「エ」を「ウ及びオ」に改め、同号イ中「又は」を「（ウに掲げるものを除く。）又は」に改め、同号エを同号オとし、同号ウ中「又は」を「（ウに掲げるものを除く。）又は」に改め、同号ウを同号エとし、同号イの次に次のように加える。

ウ 2輪のもので、総排気量が0.125リットル以下かつ最高出力が4.0キロワット以下のもの 年額 2,000円

第69条の2第2項中「運転免許証」の次に「又はこれらの者の特定免許情報（同法第95条の2第2項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。）が記録された免許情報記録個人番号カード（同条第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。）」を加え、同条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 前項の場合において、免許情報記録個人番号カードを提示したときは、当該免許情報記録個人番号カードに記録された特定免許情報を確認するために必要な措置を受けなければならない。

附則第16条の2の10第2項中「第34項まで、第37項、第38項、第42項若しくは第45項」を「第33項まで、第36項、第37項、第41項若しくは第44項」に改める。

附則第16条の3第23項中「附則第15条第37項」を「附則第15条第36項」に改め、同条第24項中「附則第15条第38項」を「附則第15条第37項」に改め、同条第25項中「附則第15条第41項」を「附則第15条第40項」に改め、同条第26項中「附則第15条第42項」を「附則第15条第41項」に改める。

附則第16条の4中第12項を第13項とし、第11項を第12項とし、第10項の次に次の1項を加える。

11 市長は、法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）第5条の2第1項に規定する管理組合の管理者等から前項に規定する期間内に法施行規則附則第7条第17項各号に掲げる書類の提出がされ、かつ、当該特定マンションが法附則第15条の9の3第1項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第1項の規定を適用することができる。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（固定資産税及び都市計画税に関する経過措置）

第2条 別段の定めがあるものを除き、改正後の小樽市税条例の規定中固定資産税及び都市計画税に関する部分は、令和7年度以後の年度分の固定資産税及び都市計画税について適用し、令和6年度分までの固定資産税及び都市計画税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第3条 改正後の第64条（第1号に係る部分に限る。）の規定は、令和7年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和6年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。